

ぐりーんバス高齢者割引制度 Q & A 集

令和 6 年 8 月 2 1 日現在

【制度（制度変更）について】

Q. 1 制度の概要は？

A. 1 75才以上の**流山市民**が、流山ぐりーんバスを利用する際に、料金を割引する制度です。

Q. 2 割引額はいくらか？

A. 2 通常料金の半額となります。ただし、端数処理の都合上、現金払い時と I C カード利用時では金額が異なる場合があります。

Q. 3 割引対象となるバス路線はどれですか？

A. 3 流山ぐりーんバスとして運行しているバス路線が対象です。
民間のバス路線は割引対象とはなりません。

Q. 4 現行の制度からの変更点はなんですか？

A. 4 以下のとおりです。

①割引を受けるために必要な書類が変わります。

現在は、後期高齢者医療被保険者証を提示することで割引を受けられていますが、制度が変更された後は流山ぐりーんバス高齢者割引証の提示が必要になります。

※ただし、令和 7 年 7 月 3 1 日（木）までは現行の後期高齢者医療被保険者証による割引も並行します。

②令和 6 年 1 2 月 2 日（月）以降、割引の対象者が市民のみとなります。

【申請および高齢者割引証の発行について】

Q. 1 申請できる人は誰ですか？

A. 1 75才以上の流山市民です。市民でない人は申請できません。

Q. 2 いま74才ですが75才にならないと申請できないのですか？

A. 2 誕生日の概ね1か月前から申請が可能です。

Q. 3 いつまでに申請すればいいですか？

A. 3 いつでも構いませんが、現行の後期高齢者医療被保険者証による割引は令和7年7月31日（木）で終了することから、間に合うように申請することをお勧めしています。

割引証の発行に時間がかかる場合があるのでご注意ください。

Q. 4 申請から割引証の発行まで、どれくらい時間がかかりますか？

A. 4 申請時期によって異なります。

①令和6年10月31日（木）までに申請した場合

令和6年12月2日（月）までにお手元にお届けします。

②令和6年11月1日（金）から12月13日（金）までに申請した場合

令和6年12月27日（金）までにお手元にお届けします。

③令和6年12月16日（月）以降に申請した場合

概ね2週間程度でお手元にお届けします。

Q. 5 市民以外は申請できないのですか？

A. 5 できません。

【割引の受け方（高齢者割引証の使いかた）について】

Q. 1 割引を受けるにはどうすればいいですか？

- A. 1 ①「流山ぐりーんバス高齢者割引利用者登録（再交付）申請書兼同意書（以下、申請書兼同意書）」により、利用者登録申請をする必要があります。
- ②申請があった人には、「流山ぐりーんバス高齢者割引証」を交付します。
- ③流山ぐりーんバス利用時は、「運賃を支払う前」に高齢者割引証を「運転手に」提示します。
- ④運転手が割引の処理をした後で運賃を支払います。

※令和7年7月31日（木）までは、現行の後期高齢者医療被保険者証による割引も併用されます。

Q. 2 乗り継ぎ券との併用はできますか？

- A. 2 可能です。併用する場合、現金払い運賃から100円引きした後に高齢者割引を適用します。

【助成対象となるバス路線について】

Q. 1 割引対象のバス路線（流山ぐりーんバス）はどこを運行していますか？

- A. 1 以下のとおりです。ルートの詳細は流山市ホームページや、市が作っているマップ&ルート図などで確認してください。

江戸川台西ルート（江戸川台駅西口～富士見台／ほっとプラザ）

江戸川台東ルート（江戸川台駅東口～東深井／こうのす台）

西初石ルート（大畔～若葉台～西初石～流山おおたかの森駅西口）

美田・駒木台ルート（流山おおたかの森駅東口～美田～駒木台～青田）

松ヶ丘・野々下ルート（流山おおたかの森駅西口～野々下地域～松ヶ丘地域～南柏駅西口）

南流山・木ルート（南流山駅南口～木地域～南流山地域）

【その他の事項について】

Q. 1 今回、なぜ制度を変更するのですか？

A. 1 後期高齢者医療被保険者証の新規発行が停止される※ことに伴う対応です。※令和6年12月2日（月）を予定

Q. 2 申請は本人がする必要がありますか？

A. 2 提出は代理人でも構いませんが、申請書はご本人に記入していただくようお願いしています。

また、郵送による申請も可能ですので、ご検討ください。

Q. 3 高齢者割引証を紛失した場合はどうすればいいですか？

A. 3 申請書兼同意書により、再交付の申請をしてください。

Q. 4 市外に転出する場合など、資格を喪失した場合はどうすればいいですか？

A. 4 高齢者割引証を流山市まちづくり推進課に返却してください。